

川内川大規模氾濫減災協議会規約（改定案）

（名称）

第1条 この会議は、川内川大規模氾濫減災協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（設置）

第2条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として「川内川大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第3条 協議会は、甚大な被害をもたらした平成18年洪水や、近年、各地で頻発している洪水被害等を踏まえ、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、川内川における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

（協議会の対象河川）

第4条 協議会は、川内川水系における一級河川を対象とする。

（協議会の構成）

第5条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会）

第6条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第7条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等、川内川水害に強い地域づくりによる浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第10条 協議会及び幹事会の庶務を行うため事務局を置く。

- 2 事務局は九州地方整備局川内川河川事務所、鹿児島県、宮崎県に置く。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第12条 本規約は、平成28年3月18日から施行する。

平成 年 月 日改正

改正案	現行
<p style="text-align: center;">川内川<u>大規模氾濫減災</u>協議会規約</p> <p>（名称） 第1条 この会議は、川内川<u>大規模氾濫減災</u>協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p><u>（設置）</u> 第2条 <u>水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として「川内川 大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。</u></p> <p>（目的） 第3条 協議会は、甚大な被害をもたらした平成18年洪水や、近年、各地で頻発している洪水被害等を踏まえ、<u>「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、川内川における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進</u>することを目的とする。</p> <p><u>（協議会の対象河川）</u> 第4条 <u>協議会は、川内川水系における一級河川を対象とする。</u></p> <p>（協議会の構成） 第5条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">川内川水防災意識社会再構築協議会規約</p> <p>（名称） 第1条 この会議は、川内川水防災意識社会再構築協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>（目的） 第2条 協議会は、甚大な被害をもたらした平成18年洪水を受け、川内川流域一体で様々な取り組みを行ってきたことや、近年、各地で頻発している洪水被害等を踏まえ、河川管理者、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、かつ計画的に推進することにより、川内川において氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。</p> <p>（協議会の構成） 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。</p>

改正案	現行
<p>(幹事会)</p> <p>第6条 協議会に幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。</p> <p>3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。</p> <p>4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。</p> <p>5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。</p> <p>(協議会の実施事項)</p> <p>第7条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。</p> <p>二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、<u>氾濫水の排水等</u>、川内川水害に強い地域づくりによる<u>浸水被害軽減</u>を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。</p> <p>三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施、情報の共有を図る。</p> <p>四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な<u>取組</u>事項を実施する。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。</p> <p>2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。</p> <p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。</p>	<p>(幹事会)</p> <p>第4条 協議会に幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。</p> <p>3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。</p> <p>4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。</p> <p>5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。</p> <p>(協議会の実施事項)</p> <p>第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。</p> <p>二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び川内川水害に強い地域づくりを実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。</p> <p>三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施、情報の共有を図る。</p> <p>四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。</p> <p>2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。</p> <p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。</p>

改正案	現行
<p>(事務局)</p> <p>第10条 協議会及び幹事会の庶務を行うため事務局を置く。 2 事務局は九州地方整備局川内川河川事務所、<u>鹿児島県、宮崎県</u>に置く。</p> <p>(雑則)</p> <p>第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p> <p>(附則)</p> <p>第12条 本規約は、平成28年3月18日から施行する。 <u>平成 年 月 日改正</u></p>	<p>(事務局)</p> <p>第8条 協議会の庶務を行うため事務局を置く。 2 事務局は九州地方整備局川内川河川事務所調査課に置く。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p> <p>(附則)</p> <p>第10条 本規約は、平成28年3月18日から施行する。</p>